

令和6年

# 総務委員会会議録

とき 令和6年10月10日

品川区議会

令和6年 品川区議会総務委員会

日 時 令和6年10月10日(木) 午後1時18分～午後1時44分  
場 所 品川区議会 本庁舎5階 第5委員会室

出席委員 委員長 こしば 新 副委員長 新妻 さえ子  
委員 まつざわ 和昌 委員 大倉 たかひろ  
委員 石田 ちひろ 委員 須貝 行宏  
委員 松本 ときひろ 委員 西本 たか子

出席説明員 堀 越 副 区 長 久保田 企画 経営 部長  
崎 村 企画 課 長 加 島 財 政 課 長  
柏 原 区 長 室 長 勝 亦 総 務 課 長  
(秘書担当課長兼務)  
今井選挙管理委員会事務局長 大澤区議会事務局長

○午後1時18分開会

○こしば委員長

ただいまより、総務委員会を開会いたします。

本日は、お手元に配付の審査・調査予定表のとおり、議案審査、報告事項および委員長報告についてを予定しております。

それでは、本日も効率的な委員会運営にご協力をよろしくお願いたします。

---

1 議案審査

第86号議案 令和6年度品川区一般会計補正予算

2 報告事項

令和6年10月27日執行 衆議院議員選挙（東京都第三区） 最高裁判所裁判官国民審査 執行要領（案）について

○こしば委員長

それでは、予定表1、議案審査および予定表2、報告事項を行います。

第86号議案、令和6年度品川区一般会計補正予算、および令和6年10月27日執行 衆議院議員選挙（東京都第三区） 最高裁判所裁判官国民審査 執行要領（案）についてを議題に供します。

本件につきましては、関連する内容のため、一括して議題に供します。

進め方といたしましては、議案および報告事項について一括して説明、質疑を行い、その後、議案の採決を行います。

それでは、本件につきまして、理事者より一括してご説明願います。

○加島財政課長

それでは、私から第86号議案、令和6年度品川区一般会計補正予算（第4号）についてご説明させていただきます。

今回の補正予算につきましては、10月9日衆議院解散に伴い、同27日に実施いたします衆議院議員選挙の執行費を編成するものであります。

それでは、補正予算書の6ページをご覧ください。第1表、歳入歳出予算補正でございます。上段の歳入につきましては、14款都支出金、歳出につきましては、2款総務費をそれぞれ2億6,388万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,077億5,202万7,000円とするものでございます。

恐れ入ります。12ページをご覧ください。歳出からご説明をさせていただきます。2款総務費、5項選挙費、1目選挙費は2億6,388万2,000円を追加し、6億4,688万8,000円とするもので、職員給与費や投開票に係る事務費などの衆議院議員選挙執行費を新規計上するものであります。

恐れ入ります。10ページにお戻りください。こちらは歳入でございます。14款都支出金、3項都委託金、1目総務費委託金は2億6,388万2,000円を追加し、15億7,467万2,000円とするもので、衆議院議員選挙に係る委託金の新規計上であります。以上によりまして、3項都委託金の計を16億1,900万5,000円とするものであります。

私からの説明は以上でございます。何とぞご審査のほどよろしくお願いたします。

○今井選挙管理委員会事務局長

それでは、私から、報告ということで、令和6年10月27日執行 衆議院議員選挙（東京都第三区）最高裁判所裁判官国民審査 執行要領（案）についてご報告いたします。

なお、本執行要領（案）につきましては、10月4日に開催されました臨時の選挙管理委員会において、案として総務委員会等で説明することを決定したもので、本日の議案審議を経て、補正予算をご議決いただいた後に選挙管理委員会で改めて決定するものでございます。

それでは、1ページにお進みください。1の公示日は、選挙期日の12日前に当たる10月15日火曜日、2の選挙期日（投票日）は10月27日となります。

選挙の名称は、総称する場合は「衆議院議員選挙」、選出別に呼称する場合は「衆議院（小選挙区選出）議員選挙」「衆議院（比例代表選出）議員選挙」、小選挙区別に呼称する場合は「衆議院議員選挙（東京都第三区）」となります。

4、選挙すべき議員の数ですが、小選挙区選出の場合、東京都第三区はお一人、（2）衆議院議員選挙（東京都選挙区）は19人となります。なお、参考にですが、全国では小選挙区選出が289人、比例代表選出が176人という定員となっております。

また、令和4年の法改正におきまして、前回2回の衆議院選挙では、品川区が第七区と第三区に分かれておりましたが、分区が解消され、品川区全域と島嶼部が今回の選挙から東京都第三区となります。

（3）最高裁判所裁判官国民審査、審査に付される裁判官の数は、任命されてから初めての衆議院議員選挙で国民審査を受ける者で、6人となります。

5、衆議院議員選挙（東京都第三区）選挙長および同職務代理者につきましては、選挙長が山路品川区選挙管理委員会委員長、同職務代理者が稲川品川区選挙管理委員会委員長職務代理者となります。

6、選挙人名簿への登録ですが、登録基準日、登録日とも、どちらも公示日の前日10月14日月曜日となります。

（3）住所要件につきましては、①7月14日日曜日までに住民基本台帳法に基づく転入の届出をし、引き続き品川区内に住所を有する方、②品川区に住民票を作成された日から引き続き3か月以上住民基本台帳に記録された者であって、品川区内に住所を有しなくなった日後、4か月経過しない方になります。この方はまだ品川区の選挙人名簿上に登録が残るため、対象者となります。

（4）年齢要件につきましては、投票日当日に18歳以上の方となりますので、平成18年10月28日以前に出生した方となります。

（5）区内転居ですが、10月5日以前に届出をした場合には新住所の投票所で、10月6日以降に届出をした者は旧住所の投票所で投票となります。

2ページにお進みください。7、衆議院議員選挙立候補届出受付につきましては、小選挙区につきまして、10月15日午前8時半から午後5時まで、品川区役所第二庁舎5階、251から253会議室で行います。ただし、午前9時半以降は選挙管理委員会事務局のほうで対応させていただきます。

（3）届出順位の決定でございますが、午前8時半までに受付会場に到着した候補者等が2人以上いる場合につきましては、くじにより届出順位を決定するもので、それ以後は受付順といたします。

（4）立候補届出関係書類の事前審査でございますが、既に東京都選挙管理委員会事務局におきまして10月8日から進めておまして、10月11日まで行われることとなっております。

8、投票でございます。（1）投票日および投票時間等につきましては、投票日は10月27日日曜日、投票時間は午前7時から午後8時まで、投票場所につきましては、7月の選挙と変わりなく、43か所となっております。

(2) 期日前投票および不在者投票期間等につきましては、①の品川区役所が10月16日から、各地域センター13か所が10月20日日曜日から、いずれも時間は午前8時半から午後8時までとなっております。今回はアトレ大井町における期日前投票は行いません。

(3) 在外投票することができる期日前投票所、こちらは国政選挙ですので対応いたしますが、10月16日から10月26日の土曜日まで品川区役所で対応させていただきます。

(4) 郵便等投票による不在者投票は、10月23日の請求期限となっております。

(5) 指定病院、指定老人ホーム等における不在者投票につきましても、期日前と同様の期間、投票いただけます。

次のページへお進みください。3ページでございます。(6) 投票用紙の色につきましては、小選挙区選出があさぎ色、比例代表選出がピンク色、国民審査がうぐいす色でございます。

投票用紙の交付順序につきましては、小選挙区選出の投票用紙を先に交付いたしまして、投票箱に投函していただき、次に、比例代表選出および国民審査の投票用紙を同時に交付し、それぞれの投票箱に投函していただく形となっております。

9、開票でございます。日時につきましては、即日開票で、10月27日日曜日午後8時45分開始で、場所は総合体育館でございます。

(3) の開票管理者・同職務代理者につきましては、小選挙区選出が、開票管理者が山路品川区選挙管理委員会委員長、同職務代理者が塚本品川区選挙管理委員、比例代表選出が、開票管理者が稲川品川区選挙管理委員会委員長職務代理者、同職務代理者が鈴木品川区選挙管理委員でございます。

(4) 開票立会人についてですが、東京都選挙管理委員会事務局で様式集を作成しておりますが、届出期限および場所につきましては、10月24日午後5時まで、品川区選挙管理委員会事務局に届出をいただきます。10人以上の場合になりましたときには、開票立会人の選任のくじを行うこととなります。

続きまして、10、入場整理券です。枚数につきましては、約34万枚、世帯ごとに封書で郵送いたしますので、約22万5,000通となります。

発送日につきましては、10月16日に発送いたします。10月16日が区役所における期日前投票の開始日となりますので、広報につきましては、入場整理券が届いていない場合でも投票できますということを改めて周知してまいります。

11、候補者の氏名等掲示の掲載順序を決めるくじにつきましては、10月15日午後5時半から品川区選挙管理委員会室で、12、衆議院議員選挙公報および最高裁判所裁判官国民審査公報につきましては、初めに(1)小選挙区選出につきましては、提出の期限が10月15日午後5時まで、そして、場所につきましては、先ほどの立候補者受付と同様でございます。

続きまして、4ページにお進みください。(2) 公報の配布方法につきましては、各戸配布により全世帯に配布いたします。

(3) の配布期限につきましては、公職選挙法上では2日前の10月25日までとなっておりますが、東京都からの納品があり次第、なるべく早く区のほうで発送いたす予定でございます。なお、現時点では納品日は未定と聞いております。

13、公営ポスター掲示場の設置につきましては、区画面数が12面、こちらのほうは表示・注意欄を3面含むものでございます。

(2) 設置数につきましては348か所、前回と変わりませんが、第3投票区の台場小学校で人口が

増えたため1増、第43投票区のみゆにていぶらぎ八潮では、人口が減ったために1減になりますので、プラスマイナスで前回と変わらず、348か所となります。

設置時期につきましては、10月15日からポスターを掲示できるようにあらかじめ設置するものがございます。

14、最高裁判所裁判官国民審査氏名等掲示につきましては、国民審査法施行令に基づきまして、衆議院議員選挙公営ポスター掲示場に1投票区につき1か所掲示することになっておりますので、品川区は43か所それぞれの投票区に掲示することとなります。

15、個人演説会等の開催につきましては、公営施設は10月17日から、その他の施設は10月15日からとなります。

16、選挙会、こちらは小選挙区でございますけれども、選挙立会人につきましては、届出期限は10月24日の午後5時まで、そして、10人以上の場合にはくじとなります。

(2)の選挙会でございます。選挙会は、10月29日火曜日午前10時となります。場所は、品川区選挙管理委員会室でございます。こちらは、先ほど申しましたとおり、東京都第三区におきましては、品川区および島嶼部を含めて当選が確定をいたしますので、選挙会は火曜日となっております。

17、当選証書の付与でございますが、10月30日午前10時半から東京都庁で行われるものがございます。

5ページ、6ページにつきましては、投票所一覧でございます。いろいろなイベント等、施設開放等がございますけれども、なるべく投票の選挙の動線と重ならない場合には、施設開放などもやっていただく。同時並行でやるということと考えており、調整をしているところでございます。

7ページでございますが、期日前投票所の一覧につきましては、前回の東京都知事選挙と同様で、変わりありません。

#### ○こしば委員長

説明が終わりました。

それでは、本件に関しまして、一括して質疑を行います。ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

#### ○西本委員

まず、今日、この補正予算を委員会で審議をして、本会議で議決してということで、予算の執行となると思うのですが、もう掲示板は立っているのですよね。時間がないから前倒しというのは分からないのではないのですが、順番からいえば、本会議が終わってから設置をするというのが、専決処分でない以上、そういう流れになるべきではないのかと思うのですが、まず、その1点。

それから、事前ポスター、たくさん貼ってありますけれども、その何が駄目で、何がいいのかというのを教えてください。

#### ○今井選挙管理委員会事務局長

まず、ポスター掲示場の設置についてでございますけれども、委員ご指摘のとおり、補正予算を議決してから立てるとというのが前提でございます。

ただし、今回、準備的にどうしても間に合わないというところから、今、準備行為として設置のほうは、今日の議決以降が本当は望ましいというのは十分分かっておりますが、業者と協議いたしまして、設置を進めているところでございます。

それから、事前ポスターとおっしゃいましたけれども、公示日というのが選挙運動の開始になります

ので、公示日の前か後かということでございますけれども、公示日の前には、いわゆる選挙に関わるポスターというのは掲示できません。今掲示しているのは、いわゆる個人の政治活動のためのポスターでございます。

公示後になりますと、今度は政党の場合には、政党の2連ポスターと言われるようなポスターを貼ることはできます。

ですので、公示日15日の段階で、いわゆる個人ポスターと言われるような、個人の候補者名を掲載しているもののポスターについては一斉に撤去していただくということを、先ほどの15日の候補者の事前説明会の中でも、選挙管理委員会としても徹底してまいりたいと考えております。

#### ○西本委員

事情はよく分かります。本来は議決を経て掲示板を立てるとというのが、必要なことだと。これ、事情は分かるにしても、流れは流れなので、よく分かっているらっしゃると思うので、そこはなるべく順序を経てやっていただきたいということを言わせていただきたいと思います。

事前ポスターの件なのですけれども、よく分からないのですが、選挙期間に入ったら、2連も駄目ですよ。今、2連が貼ってあるし、1連というか、個人のを貼っているのはあると思うのですけれども、それは全部、選挙に入るまでに撤去していただくという認識でよろしいですか。

#### ○今井選挙管理委員会事務局長

大変失礼いたしました。先ほどのポスターの件でございますけれども、今、2連ポスターにつきましては、基本的には公示の後に、候補者の氏名が入っているものにつきましては、ご指摘のとおり、いわゆる掲示板、いわゆる選挙活動に伴う選挙ポスターにつきましては、公営のポスター掲示場に1枚貼っていただくという形になっております。

#### ○西本委員

要は、今、町場でいろいろ貼ってある個人ポスター、それから2連のポスターは撤去しなければならないという認識でいいですよ。継続して貼れるという、多分、ほかの選挙、例えば区議会議員、都議会議員の関係であれば、そのまま貼っていいはずなのです。剥がす必要はないと思うのです。その場で貼っては駄目ですよ。剥がさなくていいと思う。ただ、国政選挙、要は衆議院議員選挙に出る方、候補の方はすぐに外さなければいけない。これ、時間がないので、結構大変だと思うのです。取り残しが結構多くて、非常に問題になりますので、そこは各陣営の方に、選挙事務所の方々にきつくきつく言ってほしいと思うのです。公平性に欠けてしまいますので、ぜひそれはよろしくお願ひしたいと思います。

それから、選挙違反が、かなり最近の選挙で多くなっています。特にSNSです。問題になるのが、選挙前、要は今の時期に、選挙に出ます、衆議院議員選挙の公報ですとか、そういうことをSNS等で発信するのは、それは選挙違反という形になるはずなのです。

それなので、選挙管理委員会のほうでしっかりと見ていただいて、やはり注意喚起をしていただきたいと思います。なければありがたいのですけれども、結構巧妙にSNSを使う陣営が多いですから、それはやはり公平ではないと思いますので、選挙管理委員会は注意喚起だけです。取り締まることはできないので、十分その権限は分かっておりますが、ぜひ注意喚起をやっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

#### ○今井選挙管理委員会事務局長

まず初めに、いわゆる候補者の名前が入っている個人ポスターというのは、今お話ししましたとおり、公示日以降の選挙運動期間については、公営ポスター掲示場に1枚貼れるだけですので、それは撤去し

ていただくということになります。

今回、事前説明会については東京都選挙管理委員会事務局でやっておりますので、そちらのほうでも徹底されると思いますが、やはり今回、公選法改正の方向も出ておりましたけれども、国からも、やはり候補者自身がきちんとルールを守っていただくのがまず一番、それから、選挙管理委員会がもちろん注意喚起をする。取締りは今おっしゃっていただいたように警察という形で、また警察のほうも選挙取締本部が設置されると思いますので、連携して対応していきたいと思っております。

#### ○こしば委員長

ほかございますか。

#### ○新妻副委員長

ご説明ありがとうございました。今回のこの補正予算に関連いたしまして、これまで投票支援カードの件を要望させていただいておりました。前回、初めてA4サイズでホームページからダウンロードできる形で活用がされたと思いますが、前回の支援カードの仕様につきまして、現場での投票所の担当の方のお声とか、また、利用者のお声とかがありましたら、少し教えていただきたいと思っております。

そして、今回の衆議院選挙について、急な選挙日程となりましたけれども、引き続きの支援カードなのか、改善されてのことがあるのか。私としては、各封筒に入れてもらいたい。そしてまた、チェックシートのチェック項目だけではなくて、そこに該当しない支援もお願いできるように、記述欄を設けてほしいということをお願いさせていただいておりましたが、その点、改善があるのか、教えていただきたいと思っております。

#### ○今井選挙管理委員会事務局長

まず初めに、投票支援カードですけれども、前回の選挙からA4の形で投票所および区の選管のホームページからダウンロードできるようにしておりました。

今回の都知事選で活用したところ、今後も使うという方もいらっしゃると思いますので、回収は特に投票所では義務づけなかったのですが、私の伺っているところでは、世帯ごとに送りますから、ご家族の方がそれを一緒に書いてきて、ご家族の方がそれをお渡しされて、投票所の職員がご支援させていただいたという例がございます。

そのほかにも、いわゆる障害者の育成会などの団体からは、ご自分たちで配付をしたり、周知をしますということをお聞きしております。

今回、都知事選が終わりましたから、選挙管理委員会事務局、そして、選挙管理委員にもご検討、ご協議いただきまして、投票支援カードは入場整理券を入れる封筒に同封させていただくことにしました。サイズは小さくなるのですけれども、両面を使いまして、今おっしゃっていただいたチェック項目とともに、少し自由に書いていただける欄を何とか工夫して書いていただいたところがございます。

前回のA4の上の空いているスペースに、この方はゆっくりお話してくださいとか、メッセージは入れていただいていたところなのですが、よりそのようにご活用いただけるように考えております。

今後も、投票支援カードとともに、今回、投票用紙の枠内に書きやすくする補助具の導入を検討しておりますので、今後も、高齢者の方、障害者の方に使いやすく、または選挙の投票所で投票しやすい環境を整備していきたいと思っております。

#### ○新妻副委員長

ありがとうございました。既にホームページには新しい形のを載せていただいておりますので、封筒にも入りますが、ホームページからもダウンロードできるようにしていただいております。



今回は全部封筒に入ることなので、より多くの方がこれを活用されることが考えられます。各投票所において、係の方の負担も少し増えることもあるかもしれませんが、ぜひお一人お一人に寄り添った、障害があるなしにかかわらず、ホームページにもありますように、誰もが投票しやすい環境を目指しているとありますが、誰もが投票しやすい環境で投票ができますように、お手伝いをお願いしたいと思います。

**〇こしば委員長**

ほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**〇こしば委員長**

ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に入ります前に、本件につきまして、各会派の態度を確認いたします。

それでは、品川区議会自民党・無所属の会からお願いいたします。

**〇まつざわ委員**

賛成です。

**〇新妻副委員長**

賛成です。

**〇大倉委員**

賛成です。

**〇石田（ち）委員**

賛成です。

**〇須貝委員**

賛成します。

**〇松本委員**

賛成です。

**〇西本委員**

賛成ですが、先ほどもお願いしましたが、平等で透明性のある選挙になりますようお願いしたいと思います。

**〇こしば委員長**

それでは、これより第86号議案、令和6年度品川区一般会計補正予算について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**〇こしば委員長**

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

以上で、議案審査および報告事項を終了いたします。

---

3 委員長報告について

**〇こしば委員長**

次に、予定表3、委員長報告についてでございますが、ただいまの議案審査の結果報告につきまして、正副委員長にご一任いただけますでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

**○こしば委員長**

ありがとうございます。それでは、正副委員長でまとめさせていただきます。

以上で本日の予定は全て終了いたしました。

これをもちまして、総務委員会を閉会いたします。

○午後1時44分閉会